破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第６４号
北海道北見市三楽町52番地１、前住所北海道北見市大町95番地４　大町パークハイツ408号
債務者　桜田　由香
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２８年（フ）第１０９９号
埼玉県上尾市本町１丁目６番４号
債務者　大久　一美
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１１９１号
埼玉県上尾市大字瓦葺1373番地１　レオパレス希望の丘206
債務者　吉見　博之
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第７４号
山口県周南市東山町10番32号　東山ハイツ301号
債務者　西川明日香
1　決定年月日時　平成28年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２８年（フ）第８０号
山口県周南市大字久米718番地の１　ハイツ藤井Ｂ－102号
債務者　岡村　　修
1　決定年月日時　平成28年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２８年（フ）第３８１号
熊本市中央区東子飼町６番12号
債務者　松本　貴視
1　決定年月日時　平成28年10月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３８０８号
大阪市大正区千島１丁目20番７号　ＳＹビル千島　405号
債務者　村田　信一
1　決定年月日時　平成28年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４１８０号
大阪市平野区喜連５丁目１番50号　303
債務者　大河内欣実
1　決定年月日時　平成28年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４２２８号
大阪府寝屋川市萱島信和町26番９号（201号）
債務者　勇　　幹夫
1　決定年月日時　平成28年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４３４７号
大阪府枚方市出口１丁目17番１－410号
債務者　水師　純子（旧姓梅田）
1　決定年月日時　平成28年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４３６０号
大阪府枚方市藤阪東町２丁目22番25号
債務者　鎮西　達也
1　決定年月日時　平成28年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４６号
岩手県一関市藤沢町黄海字山中80番地
債務者　遠藤　彰仁
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２８年（フ）第４７号
岩手県一関市厳美町字舟鉾126番地18
債務者　菅原美智子
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２８年（フ）第１２４３号
名古屋市名東区猪子石２－1606　フローラル名東703号、住民票上の住所大阪府吹田市津雲台２丁目２番Ｃ26－203号
債務者　兼丸　裕次
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１３４７号
名古屋市中村区並木２丁目148番地　グランドステイタス八田302号
債務者　内山　栄子
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１３７８号
名古屋市熱田区神宮４丁目９番14号　熱田荘内一時保護所、住民票上の住所名古屋市名東区香坂109番地　サンローヤル香坂６Ｂ号
債務者　中山　輝夫
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第９３号
福岡県京都郡みやこ町犀川大熊1454番地１
債務者　荒木　美香
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係